

請 求

戦没者等の遺族の方、特別弔慰金の請求はお済みですか

特別弔慰金は、国が戦没者等のご遺族の方に弔慰の意を示すため、戦後の節目の年に記名国債を支給する制度です。第十回特別弔慰金の請求期限が迫っています。

▼対象者

- ・戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者の死亡時に生まれてきた者のみ）
- ・上記以外の戦没者の三親等内親族（戦没者の死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた者のみ）

▼注意事項

- ・平成27年4月1日に公務扶助料、援護法による遺族年金等を受けているご遺族がいる場合は支給されません。
- ・続柄等の条件で順位が決まり、最先順位の1名のみ支給されます。

▼請求期限

平成30年4月2日（月）まで
※請求期間を過ぎると権利がなくなりますので、ご注意ください。

▼支給内容 額面25万円（5年償還の記名国債）

▼請求窓口・問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

相 談

「女性の人権ホットライン」強化週間

11月13日から19日は「女性の人権ホットライン」強化週間です。夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権に関する悩みごとなどについて、法務局職員や人権擁護委員が電話相談時間を延長して対応します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽に相談ください。

▼強化週間・相談時間等

- ・11月13日（月）～17日（金）8時30分～19時
- ・11月18日（土）・19日（日）10時～17時

▼専用相談電話

☎0570-070-810

▼主催 法務省人権擁護局

納 税

11月30日は国民健康保険税（第5期分）の納期限です

納期限までに納付しない場合には督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係（☎23-2341）

税 金

エルタックス（電子申告）をご利用ください

「エルタックス」とは北海道の法人道民税・事業税、地方法人特別税、市町村の法人市町村民税などの税金の申告や届出をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。窓口に出かけずにオフィスや自宅から簡単に申告や届け出ができます。

▼詳細 一般社団法人 地方税電子化協議会ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）等で確認ください。

▼問合せ 北海道札幌道税事務所（☎011-204-5083）

募 集

北海道障害者職業能力開発校 平成30年度入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生（訓練期間1年または2年）を募集しています。

▼願書受付期間 11月1日～11月20日（消印有効）

▼選考日 12月4日（月）

▼詳細・問合せ 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地・☎0125-52-2774）または最寄りの公共職業安定所。

◎平成30年度入校			平和を仕事にする 陸海空自衛官募集
募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上27歳未満の男子	11月15日（水） 締切	11月18日（土）～20日（月） のいずれか1日
	18歳以上27歳未満の女子	12月13日（水） 締切	12月16日（土）・17日（日） のいずれか1日
高等工科学校生徒	中卒（見込） 17歳未満の男子	12月13日（水） 締切	12月16日（土）
★当別で募集説明会開催！ 11/19（日）午前10時～正午 白樺コミセン、午後2時～4時 西当別コミセン			
江別地域事務所では自衛官募集等に関する説明を実施しています。 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F（月から金 午前9時～午後5時）			
▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955 役場環境生活課町民生活係 ☎23-3209			

● 防犯協会ニュース

当別町防犯協会事務局
☎23-2711

◇その電話、オレオレ詐欺かもしれません

「還付金がある」「会社の金が入ったカバンをなくした」などと金銭にからむ電話はオレオレ詐欺かもしれません。絶対に他人に現金やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりせず、一度電話を切りましょう。落ちついてまずは家族へ確認、110番に連絡するなど、犯罪に遭わないようにしましょう。

◎平成29年刑法犯発生状況（9月末現在）

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
6件	5件	5件	0件	15件	4件

食改さんの「当別産野菜 たっぷり料理講習会」

ご家庭でも美味しくて簡単に作れます！ 参加者には食生活改善協議会と町が協同で作成した「当別産野菜たっぷりレシピ集」を差し上げます。

【日程1】

▼日時・場所 11月17日(金)
10時～13時、ゆとろ

▼メニュー 野菜たっぷり黒豆
ちらし、はんぺんふわふわ団子
スープ他2品

▼申込先 町食生活改善協議会
(長嶋・☎/FAX23-0532)

【日程2】

▼日時・場所 11月22日(水)
10時30分～13時、西当別
コミュニティーセンター

▼メニュー 大根じゃこごはん、
鶏肉と野菜いっぱいのお宝袋
他2品

▼申込先 町食生活改善協議会
(有澤・☎26-2905)

<共通事項>

▼定員 各日とも先着20名

▼参加料 1人200円(食材費)

▼持ち物 エプロン、三角巾、筆
記用具

▼申込期限 11月15日(水)

*託児もありますので、お問い合わせ
ください。

地域福祉町民セミナー どなたでも参加ください

急激な高齢化などを背景に、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを提供し、地域全体で支える仕組みとして「地域包括ケア」の体制づくりが必要とされています。地域の医療に焦点をあてた町民セミナーを実施します。

▼テーマ「住み慣れた町で健康に暮らし続けるために～上手な医療のかかり方～」

▼日時・場所 11月19日(日)
10時～15時、ゆとろ

▼内容

【第1部：10時～】

講演①「最期まで地域で暮らすための上手な医療のかかり方」

・講師 札幌市医師会東区支部長
三木 敏嗣 氏

講演②「日常の診療から見た上手な予防を考える」

・講師 田園通りさわぎき医院
澤崎 孝司 氏

【第2部：13時30分～】

ワークショップ

「当別の地域包括ケアを考えよう」
・話し合いながら学びを深めます

▼参加料 無料

▼申込期限 11月10日(金)

※お弁当(800円)をあっせんしますので、希望の方は合わせてお申し込みください。

▼申込み・問合せ 保健福祉課
健康推進係(ゆとろ内・☎23-4044)

認知症サポーター養成講座

認知症を理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援団を「認知症サポーター」といいます。認知症があっても誰もが暮らしやすい町をつくるために、認知症の症状や接し方を学び、一緒に日常生活に良い体操(NYT)をしましょう。申込みは不要。直接会場にお越しください。

▼日時・場所 11月13日(月)
18時～19時30分、ゆとろ

▼参加料 無料

▼その他 参加者には、テキストと認知症サポーターの証「オレンジリング」を差し上げます。

▼問合せ 町地域包括支援センター(ゆとろ内・☎25-5152)

1日コックさん

▼日時 11月15日(水)
11時30分～(無くなり次第終了)

▼出店者・メニュー

ニコニコばあば「秋のたっぷり野菜」、一食500円

▼場所・主催 オープンサロン
Garden(☎22-0775)

広 告

フロンティアになれるまち 当別の住まいづくりを語ろう

誰もが住みたいくなる当別町の住まい・まちづくりについて考え、まちの魅力を引き出すためのシンポジウムです。

まちの資源である「若者」「起業」「福祉」の3つの視点から、当別町の可能性について語り合います。

▼日時 11月11日(土)、14時～16時30分(開場:13時30分)

▼場所 田西会館

▼参加料 無料

▼内容

①講演「フロンティアになれるまち・当別の可能性」

浅沼 静華 氏(㈱らくらホールディング代表取締役)

萱野 聡 氏(㈱サクセスボード代表取締役/北海道大学新渡戸カレッジフェロー)

②トークセッション

「若者の活躍・起業の可能性・先進的な福祉」

・ホスト 宮司正毅当別町長

・セッションパート 町内の若者・起業家・福祉関係者他

③パネルディスカッション

「まち・住まいづくりに必要なこと」

▼主催 当別町、一般財団法人自治総合センター

▼後援 総務省

▼申込み・問合せ

建設課管理住宅係(☎23-3197/FAX23-3206/Eメール:kensetsu3@town.tobetsu.hokkaido.jp)

※全国モーターボート競走施行者協議会からの拠出金を受けて実施します。

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【11月30日は「年金の日」です!】

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給額を試算することもできますので、この機会にご利用ください。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。詳しくは、お近くの年金事務所にお問合せください。

【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について】

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となり、控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です。平成29年1月～9月に保険料を納付した方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。平成29年10月～12月に今年初めて保険料を納付した方には、来年の2月上旬に送付されます。詳細等は、「ねんきん加入者ダイヤル0570-003-004(受付期間:平成30年3月15日まで)」にお問合せください。

■年金事務所出張相談所の開設

・日時 11月21日(火) 10時～15時

・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係(☎23-2463)

【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方はすべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には、『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。

☆こんな場合も……

例えば退職後、国保に未加入のままで過ごし、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届け出をしたとしても、国保の加入日は届け出をした日ではなく職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、未加入期間分の国保税がかかります。経済的な負担が非常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、かかった医療費を返還していただくこととなりますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早く済ませましょう。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)